

河川占用許可等に関する

新規・変更・継続の受付をオンラインで開始します！

府民の皆様の利便性の向上を図るとともに、行政手続の簡素化及び効率化を資することを目的として、下記のとおりオンライン申請を受付開始しますので、積極的にご活用ください。

なお、従来どおり書面での申請も受付可能です。

※河川占用とは、河川に工作物等を設置する等、継続して使用することであり、河川管理者の許可を受けなければなりません。また、占用期間末日を超えて継続して占用する必要がある場合は、河川占用の継続手続を提出し、河川管理者からの許可を受けなければなりません。

1. 受付開始日 令和8年2月2日（月曜日）
2. 利用方法 大阪府建設 CALS システム 許認可電子申請ページ

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/>

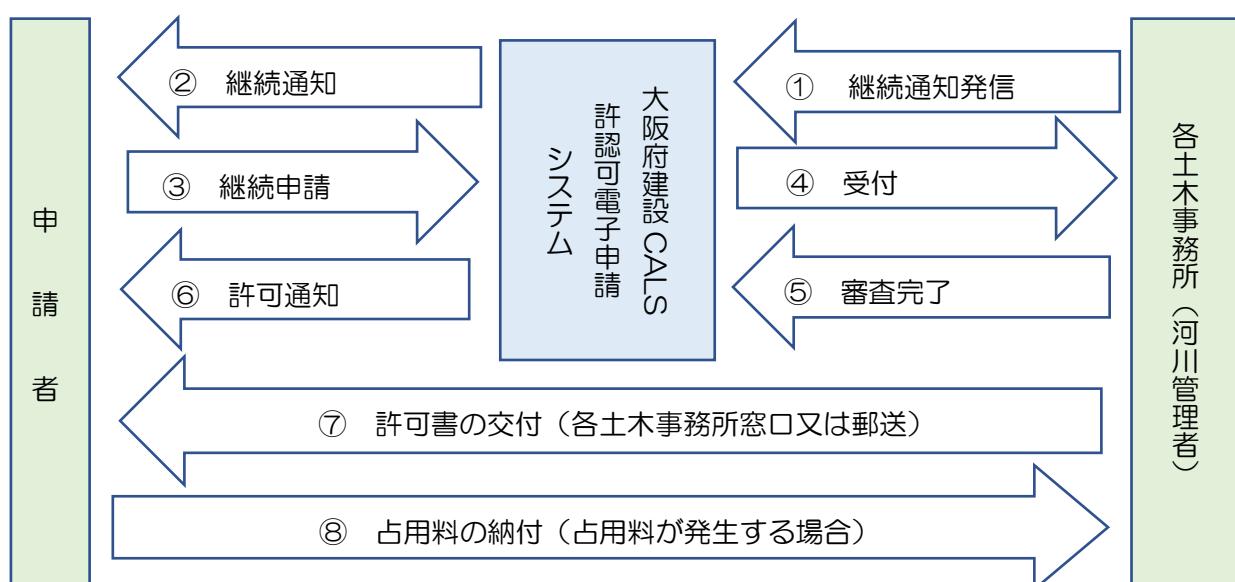
※ オンライン申請をはじめて利用する場合は、システムへの利用者登録が必要です。

登録に関する窓口については、上記リンク先のオンライン申請欄をご確認ください。

3. 注意事項

- (1) 対象となる手続は、河川占用及び行為許可の新規・変更・継続申請手続となります。
- (2) 継続申請については、利用者登録が必要なため、次年度の継続手続から対象となります。
- (3) 占用にあたっては、原則占用料が発生します。
- (4) 占用の内容によっては、許可とならないものがあります。
- (5) 占用許可書（紙面）の交付については、以下のとおりとします。
 - ・窓口で受取の場合・・・メールで連絡となります、着信しましたら、窓口まで来所ください。
 - ・郵送での受取の場合・・・メール送信後、事前にお預かりした封筒及び切手にて発送します。

※占用内容等不明な点がある場合には、所管する土木事務所（URL : [大阪府／事務所の所管地域と管理河川一覧](#)）と事前協議（相談）をお願いします。



※新規・変更の受付の場合では、①及び②の手續は行われず、③継続申請をそれぞれ新規又は変更申請と読み替えての手順となります。